

■ Legal Update ■

商標法制定案の主要内容と現行商標登録制度による商標保護

地平ミャンマーチーム

ミャンマーは、「関税及び貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade, 'GATT')、「世界貿易機構」(World Trade Organization、以下、WTO)、「世界知的財産権機構」(World Intellectual Property Organization, 'WIPO')及び「東南アジア国家連合」(Association of South East Asia Nations, 'ASEAN')の会員として、GATT, WTO, WIPO及びASEANの知的財産権関連協約を遵守すべき義務を負担します。市場開放のスピード・アップによって、ミャンマー政府及び議会は、現在、WTO, WIPOなどの助言を得て商標法制定を進めています。以下では、ミャンマー商標法制定案の主要内容と、現行の商標登録制度及びミャンマーで商標保護のための得策を検討します。

1. 商標法制定案

商標法制定案(10次)(以下、商標権(案))は、商標の定義、目的、商標権担当機構・登記官の役割と義務、商標の登録要件、標章の登録、地理的表示、商号、優先権(Right of Priority)の限時保護、商標権の存続期間と登録手数料、商標権の効力、商標権の譲渡やライセンス、商標権の実効や消滅、異議申し立て及び訴訟を通じた商標権侵害に対する権利救済、経過規定など、合計20章からなっています。

商標の定義 商標権(案)によれば、商標(trademark)とは、自分の商品を他人の商品と区別するために使用される標章(mark)を意味します(同案第2条(b)項)¹。

¹ ここで標章(mark)とは、(i) 音標章(sound mark)、匂い標章(smell mark)、触感標章(touch mark)などのような認識可能な表紙(perceptible sign)と、(ii) 絵、氏名、ドメイン名、署名、文字(letter, word)、数字、ブランド、ラベル、配置(configuration)、商品外装(trade dress)、包装(packaging)、色彩及び色彩の組み合わせのような視覚的な表紙(visible sign)、或いは、商品と役務を区別できるようにする表紙の組み合わせを意味します(同案、第2条第(a)項)。

登録主義

商標は、ミャンマー知的財産権事務所(Myanmar Intellectual Property Office, 'MIPO')に登録することにより、商標法(案)によってその権利保護を受けられます(同案第9条)。

先出願主義

商標法(案)によれば、先出願主義が定められるため、同一、又は、類似した商標がある場合には、先に出願した者のみがその商標に対する商標登録を受けられます(同案第13条)。

商標権存続期間

商標権の存続期間は、商標権登録申請日から10年であり(同案第34条第(a)項)、満了の6ヶ月以前に更新申請を行えば、10年ずつ存続期間の延長が可能になります(同案第35条第(a)項)。

登録可能性

識別可能性がないか、又は、公衆を誤導する商標、或いは、すでに広く知られている商標と類似するか、若しくは、悪意で商標登録すること、そして、法律による地理的名称の商標登録などは、登録拒絶されます(同案第8条)。

優先権主張可能

ミャンマーが締結した条約、又は、協定等の会員国に商標登録出願された商標をMIPOに6ヶ月以内に登録する場合、優先権が認定されます(同案第31条)。

独占的権利

商標法に従って商標を登録した者は、当該商標に対する独占的権利が認定されます(同案第38条)。

異議申立制度

他人の商標登録によって自らの商標権利の侵害を受けた者は、一定期間内にMIPOに異議申立をすることが可能であり、この申請が拒絶された場合には、関連省庁に審判を請求することができます。また、この審判に対する不服から、大法院に訴を提起することもできます(同案第57条ないし第59条)。

侵害及び権利救済

商標権者は自らの権利を侵害した者を相手とし、商標権侵害禁止、及び/又は、損害賠償請求をすることが可能であり、侵害行為を造成した物件の廃棄、又は、除去を請求することができます(同案第71条)。

経過規定

登録法によって登録された商標に対しては、商標法の効力が発生する日から3年間商標法上の適法な商標権として保護を受け、商標法の発効から3年以内に商標法による登録をしない場合には、当該商標に対する権利は消滅します(同案第62条)。

2. 現行の商標登録制度及び商標保護**商標の法的保護**

ミャンマーには、現在、商標法は存在しないが、登録法、特別救済法及び刑法などの関連法令と、多数の判例によって商標に対する権利が保護されています。判例は、商標を特別救済法第54条上、権利侵害禁止請求の保護対象となる資産及び権利として認定して商標権侵害禁止請求訴訟を認めており²、これを前提として、侵害者の資産に対する仮差押及び損害賠償請求訴訟も可能になります³。また、刑法典(Penal Code)によれば、虚偽商標の使用(刑法第482条)、商標の偽造(第483条)、偽造された商標を使用した文書の製作や保有(第485条)、偽造された商標を使用した商品の販売者(第486条)は禁止され、商標に対する権利が保護されています。

商法保護法

現在、ミャンマーで商標を保護する方法は、登録法によって所有権宣言に対する文書(Declaration of Ownership of Trademark)を登録事務所に登録して、商標登録を行うことです。

商標登録手続き

商標登録のためには、① 所有権宣言書(Declaration of Ownership of trademark)⁴、② 登録業務に対する委任状、③ 商標見本6部を用意し、登録法に従って登録事務所に登録しなければなりません。商標の登録には、通常、2ヶ月程度が必要となります。そして、商標の登録は、商標検索、商標登録申請、商標登録審査及び登録、商標登録公告の手続きなどで進められます。

² Gaw Kan Lye Vs. Saw Kyone Saing (1939 Rangoon Law Reports p. 488)

³ Sallay Mahomed Hajee Sulaiman and one Vs. S.B. Neogi & Co.

⁴ 商標登録申請者の情報及びNICE分類情報が必要です。NICE分類は、商標が使用される商品の種類及びサービス分野によって、合計45個(商品34個のClass、サービス合計11のClass)に区分されます。

手続き	内容
商標検索	ミャンマーには公式的な商標検索機関はありませんが、商標検索専門会社を通じて類似した商標がすでに登録されているかを確認する必要があります。
商標登録申請	上記の必要書類を用意し、登録法に従って、登録事務所に登録を申請します。実務的には、NICE分類体系に従って商標を登録します。
商標登録審査及び登録	登録事務所は、当該商標が公序良俗を害するか、曖昧か、詐欺的目的の商標かなどを審査した後、登録如何を決定します。審査機関は、実務上、1ヶ月から2ヶ月程度かかり、審査が完了すると登録番号が発行されます。
商標登録公告及び異議申請	登録番号が発行されれば、地域新聞に当該商標に対する独占的権利と悪用に対する注意を公告する内容の広告をします。一方、商標法がないので、別途の異議申請制度はありません。
商標登録 更新	商標法がないので、商標権の有効期間も別途存在しません。しかし、実務的には、自らが有効に商標使用权を保有しているということを公告するために、3年ごとに登録の更新及び公告手続きを行います。

3. 商標保護のための得策

現在のミャンマーにおいて商標法は未発効中ではありますが、商標に対する権利を保護する最も効果的な方法は現行登録法によって商標を登録することです。商標を登録した事実は、商標権侵害者を相手とする刑事訴訟、又は、民事訴訟手続きにおいて、登録者が当該商標に対する善意の(bona fide)独占的権利者であることを証明する一応の証拠(prima facie)として作用するので、現行の商標制度の下においても商標に対する権利保障が受けられるからです。それだけではなく、商標法の発効以前に登録された商標は、商標法の経過規定によって同法の発効以後も3年間商標法上の適法な商標として保護を受けられるという点から、現行登録法に従って商標登録を行うことは実益が大きいものと考えられます。

以上。